

指 名 停 止 業 者 一 覧

令和7年4月17日 現在

称号または名称	本社 (営業所等) 所在地	指名停止期間始期	指名停止期間終期	措置要件		指名停止理由
陸前保安警備保障(株)	栗原市	令和7年3月17日	令和7年6月16日	栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第26項 該当	(不正又は不誠実な行為)	当該業者は、栗原市から受注した「栗原市役所本庁舎警備業務」において、業務に従事していた警備員（当該業者の使用人）が庁舎内で金銭の窃盗行為を行ったことが発覚し、令和7年3月6日付けで書類送検されたことから、不正又は不誠実な行為として栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第26項に基づき指名停止とするもの。